

伊 国 環 第 1 号
令和 6 年 4 月 10 日

区 長 各 位

伊豆の国市長
(環境政策課)

市内一斉清掃（5月）の実施について

日頃より、市の環境美化推進事業に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。さて、地域における環境美化を図るため、各区における年3回（5月・9月・3月）の市内一斉清掃への御協力をお願いしております。

については、各区において、市の設定する市内一斉清掃の日に合わせた地域の清掃活動等の実施を御検討いただき、実施の可否について5月7日(火)までに別紙にて御回答いただきたくお願い申し上げます。

なお、実施いただける場合には、各地区において拾い集めたごみの巡回回収を行いますので、市による回収を希望する場合は、ごみの集積場所についても御報告ください。

併せて廃食用油の回収も行いますので、廃食用油の回収希望の有無についても御回答願います。

また、側溝清掃により発生する土砂について、市処分場への搬入受入が可能ですので、側溝土砂搬入の有無についてもご報告ください。

記

1. 実施日 令和6年5月19日（第3日曜日）

2. 実施内容 各地区でのごみ拾い、側溝清掃等の環境美化活動

(1) 当日の役割

【各 区】 ごみ拾い等の地域の清掃活動を実施

⇒ 9:00 までに清掃活動を終了し、

拾い集めたごみの指定場所への集積をお願いします

【市役所】 各区において集められたごみを回収

⇒ 9:00～ 各区の指定場所を収集業者が巡回してごみを回収します

(2) 注意事項等

- ・ ごみの回収希望の御報告がない区については回収を行いません。回収希望がある場合には必ず集積場所を御指定ください。
- ・ 側溝清掃や草刈りを実施される場合、発生する土砂や袋に入り切らない草については、ごみと一緒に回収することができませんので、別途自己搬出をお願いします。

側溝の土砂については建設課所管の処分場へ、袋に入り切らない刈草については、当日の午前中に大仁清掃センター又は韮山リサイクルプラザへ直接搬入をお願いします。（長岡清掃センターへの搬入はできません）。

なお、刈草を後日搬入する場合は、平日にクリーンセンターいずへの直接搬入をお願いします。詳細についてはお問い合わせください。

3. ごみの分別方法

【燃やせるごみ】

燃やせるごみはごみ袋にまとめて出してください。(ペットボトル、プラスチック類についても、汚れている場合はリサイクル困難なものとして、燃やせるごみとして出していただいても構いません。)

【燃えないごみ】

- ① カンやビンの中の水や泥をよく出して、分別してカンとビンをそれぞれ別の袋に入れて出してください。
- ② その他、細かな金属類等も別の袋に分別して出してください。

【粗大ごみ】

袋に入らないような粗大ごみ(家具、家電製品等)については、そのまま集積場所に置いてください。

清掃活動により回収された粗大ごみに限りますので、公民館や自宅等の粗大ごみは御遠慮願います。

【使用のごみ袋について】

一斉清掃当日に限り、市指定ごみ袋でなくても、袋ごとにごみの種類を分別して出していただければどのような袋を使用していただいても結構です。

合併前の旧町のごみ袋(15L)を提供することもできますので、必要な場合は別紙の回答書に枚数をご記入ください。

旧町ごみ袋については、環境政策課(大仁庁舎)又は、協働まちづくり課(長岡庁舎)、市民課菫山支所(菫山農村環境改善センター)で配布しますので、お手数ですが取りにいらしてください。

4. 集積場所

当日は、各区で御報告いただいた指定場所を、回収車両が順次巡回します。各区の集積場所は可能な限り1箇所をお願いしたいところですが、広い区においては難しいかと思われますので、各区の状況に応じて御検討の上、御報告ください。

5. その他

雨天の場合の順延はしません。雨天時における実施の有無については、各区にて判断をお願いしたいと思いますので、御了承願います。雨天時の中止の連絡は不要です。

なお、雨天の場合でも各区の集積場所には市の回収車両が収集に巡回します。

6. 年間計画

令和6年度の市内一斉清掃は、休日のごみ受付を実施している日に合わせ、以下の予定にて計画しています。

第1回：令和6年5月19日(第3日曜日)

第2回：令和6年9月15日(第3日曜日)

第3回：令和7年3月2日(第1日曜日)

[連絡先]

環境政策課(大仁庁舎内)担当：山下
TEL 0558-76-8002 / FAX 0558-76-5499
mail kan@city.izunokuni.shizuoka.jp